

○かすみがうら市企業立地促進条例施行規則

平成21年9月28日

規則第36号

改正 平成22年4月30日規則第27号

平成22年7月30日規則第39号

平成24年3月27日規則第12号

平成26年3月31日規則第17号

平成28年3月31日規則第29号

平成29年3月31日規則第22号

平成30年3月30日規則第20号

平成31年3月29日規則第23号

令和元年6月28日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(企業)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定めるものは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（第6条において「産業分類」という。）の産業のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業のほか別表で定める産業に属する事業を営む法人とする。この場合において、2以上の法人（以下この条において「企業集団」という。）が次の各号のいずれにも該当するときは、当該企業集団を一の企業とみなすことができる。

(1) 企業集団を構成する法人のうちいずれかひとつの法人が当該企業集団を構成する他の法人の資本金の5割以上を出資していること。

(2) 企業集団が一体として企業の立地を行っていること。

2 前項でいう法人とは、営利法人、一般社団法人、一般財団法人、外国法人とする。

(企業の立地)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新設 市内に事務所等（条例第2条第2号に規定する事務所等をいう。以下同じ。）を有しない企業が、市内に事務所等の設置をすることをいう。

(2) 増設 市内に事務所等を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事務所等の一部又は全部の廃止をすることなく、新たに市内において、事務所等の設置若しくは取得又は事務所等の設備の増強をすることをいう。

(3) 移設 市内に事務所等を有する企業が、市内において、事業規模を拡大する目的で、市外の事務所等の一部又は全部の廃止をし、事務所等の設置若しくは取得をすること又は事務所等の設備の増強若しくは更新（当該設備の規模が、廃止した設備の規模以上となるものに限る。）をすることをいう。

(設備投資額)

第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める額は、条例第7条の規定による指定（以下単に「指定」という。）に係る事業を開始した日（以下「操業開始日」という。）までの間に、企業の立地に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第3号から第7号までに規定する償却資産（直接事業の用に供されるものに限る。）の取得に要する経費の総額（過去に助成措置を受けた経費を除く。）とする。

(新規雇用従業員)

第5条 条例第2条第5号に規定する規則で定めるものは、市内において、企業の立地に伴い雇用する者であつて、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 企業の立地に伴って、新たに企業と期間の定めのない雇用契約を締結した常勤の者であること。

(2) 企業の立地の日の6箇月前の日から企業の立地の日後6箇月を経過する日又は企業の立地の日が属する年の翌年の1月1日のいずれか早い日まで（以下「対象雇用期間」という。）に雇用した者であること。

(3) 前号に掲げる期間内に本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

2 前項第1号及び2号の規定にかかわらず、企業の立地の日以前に既に当該企業に就業している者であつても、企業の立地に伴い当該事務所等に勤務することとなった者で、対象雇用期間内に新たに本市の住民基本台帳に登録された者は、新規雇用従業員とみなす。

(敷地整備・インフラ整備助成額)

第5条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定める額は、操業開始日までに、企業の立地に必要な造成、整地又は伐採等の土地の区画形質の変更及び構築物（構築物については、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号に掲げるもののうち直接事業の用に供されるものに限る。）の整備に要する経費の総額（過去に助成措置を受けた経費を除く。）とする。

(分割交付)

第6条 条例第3条第1項後段の規定により助成金を複数の年度に分割して交付する場合にあつては、当該期間を3年とする。

(用地の取得日等)

第7条 条例第5条第4号に規定する規則で定める期間は、3年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 指定を受けようとする企業は、企業立地促進助成指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、操業開始日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 新（増・移）設に係る事業計画書
- (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条の規定に基づく地域経済牽引事業計画の写し
- (3) 事業計画図（位置図、建物配置予定図、設備配置予定図）
- (4) 予定固定資産明細書
- (5) 企業にあつては、当該企業の設立年月日、資本金、企業の沿革及び現状、既存事務所等の所在地及び名称
- (6) 当該企業の登記簿謄本又は登記事項証明書及び定款の写し
- (7) 公害関係法令による届出をすることとされている場合にあつては、当該届出書の写し
- (8) 国税及び地方税の納付を証する書類
- (9) 土地又は建物の購入又は賃借を伴う場合においては、土地又は建物の売買又は賃貸借契約書の写し
- (10) 直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (11) 本社機能移転の場合は、本社機能を移転する計画書
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、指定の決定をしたときは、当該申請書を提出した者に対して企業立地促進助成指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（指定の条件）

第9条 市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数、助成金の額の決定の日

から3年間、5人（中小企業者にあつては、3人）を下回らないこと。

(2) 事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止（廃止）届（様式第3号）を提出すること。

(3) 市税を滞納しないこと。

(4) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

（操業開始報告等）

第10条 第8条第2項の通知書により通知を受けた者は、条例第8条第1項の規定に基づき、操業開始日の属する年の翌年の1月1日を基準日として同年1月31日までに、企業立地促進助成操業開始報告書兼助成金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、指定の申請の際に既に提出している書類と同一となるものについては、その書類の提出を省略することができる。

(1) 事業実績説明書及び投下資本明細書

(2) 新規雇用従業員名簿（様式第5号）及び住民票の写し

(3) 国税及び地方税の納付を証する書類（直近のものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があつた場合において、指定の内容及び指定に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額（当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を決定し、当該報告書を提出した者に対して企業立地促進助成金決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第2年度以降の助成金の交付申請については、前2項の規定を準用する。ただし、当該申請については、第1項第1号の書類は省略するものとする。

（助成金の減額）

第11条 前条により交付すべき助成金の額が決定された際、当該助成金を第6条の規定により分割して交付することとなつた場合で、かつ交付すべき助

成金の額の算定の基礎とされた新規雇用従業員の数がその後の各年度において当該新規雇用従業員の数を下回ることとなる場合には、その新規雇用助成金のうち当該年度に相当する助成金を減じるものとする。

(交付請求)

第12条 第10条第2項の規定による通知を受けた者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、企業立地促進助成金交付請求書（様式第7号）に同項の通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第13条 条例第9条第1項の規定による変更の届出は、企業立地促進助成申請事項変更届（様式第8号）によるものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、その変更に係る事実を証明する書類の提出を求めることができる。

(助成措置の適用の取り消し)

第14条 市長は、条例第11条の規定により助成措置の適用を取り消したときは、当該助成措置の適用を受けた者に対してその旨を通知するものとする。

(指定の承継)

第15条 条例第10条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、企業立地促進助成指定承継申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 承継の事実及び期日を証する書類又はその写し
- (2) 事業内容を明らかにした事業計画書
- (3) 承継する企業の国税及び地方税の納付を証する書類
- (4) 承継する企業の登記簿謄本又は登記事項証明書及び定款の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、地位の承継を承認したときは、企業立地促進助成指定承継承認通知書（様式第10号）により当

該申請書を提出した者に対し通知するものとする。

(助成金の交付を受けた者に対する立入検査等)

第16条 助成金の交付を受けた者は、条例第12条第1項の規定により市長から報告を求められた場合は、報告書(様式第11号)により行う。

2 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)によるものとし、立入検査を行う職員は、当該身分証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年4月30日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月30日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第20号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第23号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第31号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象産業の種別
情報通信技術利用業
自然科学研究所
宿泊業

様式第1号(第8条関係)

企業立地促進助成指定申請書

年 月 日

かすみがうら市長

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 ④
電話番号

かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第8条の規定による指定事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

(1)	事務所等の所在地	
(2)	事務所等の名称	
(3)	新(増・移)設設備の取得又は取得予定年月日	年 月 日
(4)	新(増・移)設をする事務所等の用に供する敷地(土地)の取得年月日	年 月 日
(5)	新(増・移)設に係る設備及び土地の取得価額の合計額又は合計予定額	円
(6)	新(増・移)設に係る新規雇用従業員の数	人
(7)	事務所等の建設着工及び完成予定年月日	着工 年 月 日
		完成 年 月 日
(8)	操業開始予定年月日	年 月 日

様式第2号(第8条関係)

企業立地促進助成指定通知書

第 号

年 月 日

かすみがうら市長



かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第8条の規定による指定事業者として、次のとおり指定したので通知します。

- 1 主たる事務所の所在地
- 2 指定事業者の名称
- 3 事務所等の所在地
- 4 事務所等の名称
- 5 指定の条件

様式第3号(第9条関係)

事業休止(廃止)届

年 月 日

かすみがうら市長

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 ④
電話番号

事業を休止(廃止)しますので、かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第9条第2号の規定により届け出ます。

1 事務所等の所在地

2 事務所等の名称

3 休止(廃止)予定年月日 年 月 日

4 休止の予定期間 年 月 日まで

5 休止(廃止)理由

様式第4号(第10条関係)

企業立地促進助成操業開始報告書兼助成金交付申請書

年 月 日

かすみがうら市長

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 ①
電話番号

かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により指定に係る事業を(開始したので・継続しているので)報告し、助成金の交付を申請します。

指定事業者指定年月日等	年 月 日	記号番号
交付を受けようとする助成金の額		円
交付対象事業費		円
事業の内容等	(1) 事務所等の所在地 (2) 事務所等の名称 (3) 事業の着手及び完了年月日 着手 年 月 日 完了 年 月 日 (4) 操業開始日 年 月 日 (5) 新規雇用従業員の数 人	
備考		

様式第6号(第10条関係)

企業立地促進助成金決定通知書

第 号

年 月 日

かすみがうら市長



年 月 日付けで操業開始の報告のあったかすみがうら市企業立地促進助成金については、その額を決定したのでかすみがうら市企業立地促進条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

1 指定事業者の所在地

2 主たる事務所の名称

3 事務所等の所在地

4 事務所等の名称

5 助成金交付決定額 円

(1) 第1年度交付予定額 円

(2) 第2年度交付予定額 円

(3) 第3年度交付予定額 円

6 交付条件

(1) 助成金に係る帳簿その他証拠書類は、助成金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

(2) 交付事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、交付事業が完了した後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。

(3) 助成金の交付の対象要件となった新規雇用従業員の数は、助成金の決定の日から3年間、5人(中小企業者にあつては、3人)以上を確保すること。さらに交付すべき助成金の額の算定の基礎とされた新規雇用従業員の数がその後の各年度において当該新規雇用従業員の数を下回ることとなる場合には、その新規雇用助成金のうち当該年度に相当する助成金を減じることとなるので留意願います。

(4) 企業立地促進助成指定通知書の指定の条件を遵守すること。

(5) その他、かすみがうら市企業立地促進条例及びかすみがうら市補助金等交付規則等関係例規の規定に従うこと。

様式第7号(第12条関係)

企業立地促進助成金交付請求書

年 月 日

かすみがうら市長

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

㊦

かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第12条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 助成金請求額 円
- 2 交付決定金額 円
- 3 助成金の名称 設備投資助成金・雇用促進助成金

4 振込先

金融機関	銀行 金庫 組合		店
口座番号	普通 当座	NO.	
口座名義人			

添付書類

企業立地促進助成金決定通知書の写し

様式第8号(第13条関係)

企業立地促進助成申請事項変更届

年 月 日

かすみがうら市長

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

印

年 月 日付けで申請しました企業立地促進助成指定申請書の内容に変更がありましたので、かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第13条の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業者指定年月日等	年 月 日	記号番号
変更内容	変更前	変更後
事務所等の所在地		
事務所等の名称		
新(増・移)設設備の取得(予定)年月日	年 月 日	年 月 日
新(増・移)設に係る設備及び土地の取得価額の合計額	円	円
新(増・移)設に係る新規雇用従業員の数	人	人
事務所等の完成(予定)年月日	年 月 日	年 月 日
操業開始(予定)年月日	年 月 日	年 月 日
その他事業計画に係る変更		

様式第9号(第15条関係)

企業立地促進助成指定承継申請書

年 月 日

かすみがうら市長

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
電話番号



かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第15条第1項の規定に基づき、指定事業者の地位の承継をしたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業者指定年月日等	年 月 日 記号番号
異動理由	
異動年月日	年 月 日
異動事項及び参考資料	

様式第10号(第15条関係)

企業立地促進助成指定承継承認通知書

第 号

年 月 日

かすみがうら市長



年 月 日付けの指定承継申請については、これを承認したのでかすみ
がうら市企業立地促進条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

様式第11号(第16条関係)

年 月 日

報告書

かすみがうら市長

法人名
所在地
代表者氏名
電話番号

かすみがうら市企業立地促進条例施行規則第16条第1項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

〇〇番号	第 _____ 号
事務所等の名称	
事務所等の所在地	
報告内容	

様式第12号(第16条関係)

(表面)

身分証明書		第 号
写真	職名	上記の者は、かすみがうら市企業立地促進条例第12条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。
	氏名	
	年 月 日発行 有効期限 年 月 日	
かすみがうら市長		印

(裏面)

かすみがうら市企業立地促進条例(抜粋)
<p>(報告又は立入検査)</p> <p>第12条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、助成金の交付を受けた者に対し、必要な報告をさせ、又は職員に事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められるものと解釈してはならない。</p>

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第15条関係)

様式第10号 (第15条関係)

様式第11号 (第16条関係)

様式第12号 (第16条関係)